

瀬戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月4日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市条例第15号

瀬戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 1から18まで <省略></p>	<p>附 則 1から18まで <省略> <u>(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の感染症防疫手当の特例)</u> 19 <u>別表第3感染症防疫手当の項に規定するもののほか、職員が、市長が定める場所において、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であつて、市長が定めるものに従事した場合は、感染症防疫手当を支給する。この場合において、別表第3感染症防疫手当の項の規定は、適用しない。</u> 20 <u>前項に規定する手当の額は、次に掲げる額とする。</u></p>

(60歳超職員の給料月額の特例)

19 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第21項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

20 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1)から(3)まで <省略>

21 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第23項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第19項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上1

(1) 次号に掲げる作業以外の作業 作業1日につき3,000円

(2) 新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業 作業1日につき4,000円

(60歳超職員の給料月額の特例)

21 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第23項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

22 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1)から(3)まで <省略>

23 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第25項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第21項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上1

00円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第19項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

22 <省略>

23 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第19項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第21項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

24 附則第21項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第19項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

25 附則第19項から前項までに定めるもののほか、附則第19項の規定による給料月額、附則第21項の規定による給料その他附則第19項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

00円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第21項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

24 <省略>

25 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第21項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第23項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

26 附則第23項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第21項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

27 附則第21項から前項までに定めるもののほか、附則第21項の規定による給料月額、附則第23項の規定による給料その他附則第21項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年7月5日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に市長が定める作業に従事した者に係る新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の感染症防疫手当については、なお従前の例による。

(瀬戸市職員の分限に関する条例の一部改正)

3 瀬戸市職員の分限に関する条例(昭和26年瀬戸市条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 (降格に関する措置等)	附 則 (降格に関する措置等)
2 瀬戸市職員の給与に関する条例(昭和36年瀬戸市条例第4号)附則第19項の規定による措置は、法第27条第2項に規定する降給とする。	2 瀬戸市職員の給与に関する条例(昭和36年瀬戸市条例第4号)附則第21項の規定による措置は、法第27条第2項に規定する降給とする。

(瀬戸市職員の育児休業に係る給与等に関する条例の一部改正)

4 瀬戸市職員の育児休業に係る給与等に関する条例(昭和51年瀬戸市条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 (給与条例附則第19項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)	附 則 (給与条例附則第21項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)
6 育児短時間勤務職員等に対する給与条例附則第19項の規定の適用については、同項中「)	6 育児短時間勤務職員等に対する給与条例附則第21項の規定の適用については、同項中「)

とする」とあるのは、「」に、算出率を乗じて
得た額とする」とする。

とする」とあるのは、「」に、算出率を乗じて
得た額とする」とする。

(瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

5 瀬戸市職員の退職手当に関する条例（昭和38年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 2 瀬戸市職員の給与に関する条例附則第19項の規定による職員の給料月額の設定は、第5条の2第1項の給料月額の減額改定に該当しないものとする。	附 則 1 2 瀬戸市職員の給与に関する条例附則第21項の規定による職員の給料月額の設定は、第5条の2第1項の給料月額の減額改定に該当しないものとする。